

情報公開の趣旨と解説(本編) 改正部分

資料 1

	ページ	改正前	改正後
①	目次	島本町情報公開審査会条例	島本町情報公開・ 個人情報保護 審査会条例
②	目次	島本町情報公開運営審議会条例	島本町情報公開・ 個人情報保護 運営審議会条例
③	2	水道事業の管理者	水道事業 及び下水道事業 の管理者
④	2	公開は、実施機関の定める場所・日時に、原本又は当該複製物を無料で閲覧する方法で行う。	公開は、実施機関の定める場所・日時に、原本又は当該複製物を無料で閲覧する方法 若しくは写しを交付し、又は郵送する方法 で行う。
⑤	2	情報公開審査会	情報公開・ 個人情報保護 審査会
⑥	6	及び 水道事業の管理者	並びに 水道事業 及び下水道事業 の管理者
⑦	11	島本町個人情報保護条例(昭和60年条例第2号)第17条の規定を適用する。	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び島本町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年島本町条例第1号)の規定による。
⑧	11	「 島本町個人情報保護条例 」(以下「 保護条例 」という。)	「 個人情報の保護に関する法律 」(以下「 保護法 」という。)
⑨	11	保護条例	保護法
⑩	13	本項各号に規定する非公開情報の範囲は、 おおむね次のとおりであるが、詳しくは「非公開とすべき情報の判定基準」を参照されたい。	本項各号に規定する非公開情報の範囲は、 次のとおりとする。
⑪	15	島本町印鑑条例第18条(閲覧の禁止) 島本町奨学資金条例施行規則第11条第3項(秘密の保持) 消防法第4条第 6 項(秘密の保持) 消防法第16条の5第3項(秘密の保持) 島本町消防職員服務規程第8条(消防情報等の公表) 火災損害原因調査規程第7条(秘密の保持) 島本町会議規則第9297条(秘密の保持) 地方公務員法第34条(守秘義務) 地方税法第22条(秘密漏えいに関する罪) 統計法第 14 条、第 15 条(基幹統計調査の秘密の保護) 刑事訴訟法第47条(公開の制限) 戸籍法第10条第2項(公開の制限) 住民基本台帳法第35条(守秘義務)	島本町印鑑条例第18条(閲覧の禁止) 消防法第4条第 4 項(秘密の保持) 消防法第16条の5第3項(秘密の保持) 地方税法第22条(秘密漏えいに関する罪) 統計法 40 条(調査票情報等の利用制限) 刑事訴訟法第47条(公開の制限) 戸籍法第10条第2項(公開の制限) 住民基本台帳法第35条(守秘義務)

情報公開の趣旨と解説(本編) 改正部分

資料 1

	ページ	改正前	改正後
⑫	15	<p>印鑑に関する一切の関係書類 <u>奨学生選定経過</u> 火災予防のための立入り検査で知り得た事項 危険物の貯蔵・取扱上の火災防止のための立入り検査で知り得た事項 <u>重要な事項に関する情報若しくは私見損害調査によって知り得た事項</u> <u>秘密会の議事の内容及び記録</u> <u>職務上知り得た事項で、文書、口頭を問わず非公開とされている情報</u> 地方税に関する調査で知り得た事項 国勢調査、住宅統計調査、商業統計調査等 訴訟に関する書類 戸籍謄抄本等の不当目的による請求 住民基本台帳に関する調査で知り得た事項</p>	<p>印鑑に関する一切の関係書類 火災予防のための立入り検査で知り得た事項 危険物の貯蔵・取扱上の火災防止のための立入り検査で知り得た事項 地方税に関する調査で知り得た事項 国勢調査、住宅・<u>土地</u>統計調査、商業統計調査等 訴訟に関する書類 戸籍謄抄本等の不当目的による請求 住民基本台帳に関する調査で知り得た事項</p>
⑬	18	<p><u>[非公開情報の具体例]</u> ○ 戸籍・身分に関する情報 <u>氏名、性別、生年月日、出生地等</u> ○ 経歴に関する情報 <u>学歴、職業、経歴等</u> ○ 心身に関する情報 <u>心身障害、疾病、負傷等</u> ○ 能力、成績に関する情報 <u>学業成績、勤務成績等</u> ○ 思想、信条等に関する情報 <u>思想、信条、信仰、宗教等</u> ○ 財産、収入状況に関する情報 <u>資産状況、収入状況等</u> ○ その他個人生活に関する情報 <u>家庭状況、居住状況等</u></p>	
⑭	21	不動産登記法第 <u>21</u> 条	不動産登記法第 <u>119</u> 条
⑮	22	<u>高額納税者に関する公示として官報に登録された者の氏名</u>	
⑯	24	第3号は、法人等に不利益を与えることを防止する観点から定めるとともに、公益上の理由から法人等に不利益となってもなお公開すべき情報について定めたものである。	第3号は、 <u>法人、その他の団体及び個人事業者の自由な事業活動を保護し、これら法人等に著しい不利益を与えることを防止する観点から定めるとともに、公益上の理由から法人等に不利益となってもなお公開すべき情報について定めたものである。なお、国及び地方公共団体は、法人格を有するものであるが、その公共的性格に鑑み本号からは除外し、第4号、第5号、第6号により取り扱うものとする。</u>
⑰	24	「その他の団体」とは、権利能力なき社団等をいう。	「その他の団体」とは、 <u>法人格を有しないPTA、自治会、商店会等で、団体としての名称や独自の規約をもち、かつ代表者等が定められているなど、団体としての実態を有するいわゆる</u> 権利能力なき社団等をいう。
⑱	24	<p><u>[非公開情報の具体例]</u> ○ 生産技術に関する情報 ○ 営業・販売活動に関する情報 ○ 信用に関する情報 ○ 経理・人事に関する情報</p>	

情報公開の趣旨と解説(本編) 改正部分

資料 1

	ページ	改正前	改正後
⑱	27	<p>[非公開情報の具体例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公開することにより、当該事務事業の公正な執行を妨げるおそれのあるもの ○ 公開することにより、町の権利行使が損なわれる等、公正な執行を妨げるおそれのあるもの ○ 公開することにより、経費の増大や事業の実施の時期が大幅に遅れるおそれのあるもの ○ 公開することにより、反復継続される同種の事務事業の公正な執行を妨げるおそれのあるもの 	
⑳	29	<p>[非公開情報の具体例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 未成熟な情報であって公開することにより、住民に誤解を与えるおそれのある情報 ○ 公開することにより、自由かつ率直な意見交換等が阻害される情報 ○ その他公開することにより、審議・検討・調査・研究に著しい支障が生ずるおそれのある情報 	
㉑	30	<p>[非公開情報の具体例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町の事務事業の実施に関する国等との協議に際して作成し、又は取得した情報のうち、国等との協力関係を確保するため非公開とする必要があるもの ○ 国等からの通知等として取得した情報のうち、国等との協力関係を確保するため非公開とする必要があるもの ○ 国等が実施する事務事業に関し、国等との協議、依頼等に基づき作成し、又は取得した情報で公開することにより国等との協力関係に著しい支障を生じることが明らかなる情報 	
㉒	32	<p>② 本号は、第4号と一部重複するが、一般行政上の事務又は事業と犯罪捜査等とはその事務内容が性格的に異なる場合があるので、独立して設定されたものである。</p>	<p>② 本号は、第4号と一部重複するが、一般行政上の事務又は事業と犯罪捜査等とはその事務内容が性格的に異なる場合があるので、独立して設定されたものである。</p> <p>なお、個人が特定され得る情報でプライバシーに関する情報については、第2号で非公開とされるが、個人が特定され得ない情報であっても、個人の権利利益を害すると判断する場合には本号において非公開とするものである。</p>
㉓	32	<p>[非公開情報の具体例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪の予防等を有効かつ能率的に行うことを困難にする情報 ○ その他他人の生命、身体、財産の保護に支障を生ずる情報 	
㉔	33	<p>ただし書により公開とする情報としては、人の生命、健康等への危害等が現に生じているか又は過去に生じた事態から類推して将来そのような危害等が発生することが予測される状態が存在しており、このような危害等から町民を保護するため公開することが公益上必要な情報がある。</p>	<p>ただし書により公開とする情報としては、人の生命、健康等への危害等が現に生じているか又は過去に生じた事態から類推して将来そのような危害等が発生することが予測される状態が存在しており、このような危害等から住民を保護するため公開することが公益上必要な情報がある。</p>

情報公開の趣旨と解説(本編) 改正部分

資料 1

	ページ	改正前	改正後
②⑤	37～ 38	なお、公開請求で求められている情報が文化・情報コーナー又は所管課にある行政資料(公表等することを目的に管理している情報)に記載等されている場合は、情報提供により迅速に対応するものとする。	なお、公開請求で求められている情報が文化・情報コーナー又は所管課にある行政資料(公表等することを目的に管理している情報)である場合は、 <u>本条例の適用除外(第16条)であるため、その旨を請求者に教示するものとする。また、「住民の求めに応じた情報の提供に関する要領」(以下「情報提供要領」という。)第3条に規定されている情報に該当する場合は</u> 、情報提供により迅速に対応するものとする。
②⑥	45	イ 公開・非公開の決定が困難で、 <u>島本町情報公開判定審査会(以下「判定審査会」という。)の意見を聴く必要があるとき</u>	イ 公開・非公開の決定が困難で <u>所管課と情報公開事務担当課で公開・非公開の判断についての検討を要するとき</u>
②⑦	46	<u>(4) 所管課は公開・非公開の決定が困難な場合は、判定審査会の意見を聴くものとする。</u>	
②⑧	46	島本町情報公開審査会(以下「審査会」という。)	島本町情報公開・ <u>個人情報保護</u> 審査会(以下「審査会」という。)
②⑨	52～ 53	① 録音テープ 専用機器により再生したものの聴取又は録音カセットテープに複写したものの交付 ② ビデオテープ 専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付(非公開部分がある場合は、 <u>技術的な問題も考慮して、容易に非公開部分を分離できる範囲で行う。</u>) ③ その他の電磁的記録 ・当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又はその写し ・当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付 ・当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	①当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又はその写し ②当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付(専用機器がないものは除く。また、 <u>容易に分離することが困難な場合は全部を非公開とする。</u>) ③当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴(録音テープ、ビデオテープに非公開部分がある場合は、 <u>非公開部分を容易に分離することが難しいため、全部を非公開とする。</u>)
③⑩	54	・コンピューターやサーバー、その他電磁的記録媒体に保存されている電磁的記録の写しの交付については、 <u>情報公開担当課の職員が電算室で複写を行うものとする。ただし、非公開部分がある場合は、原則として電磁的記録媒体に複写したものを交付するのではなく、用紙に出力し、非公開部分を覆って複写する方法(紙媒体での交付)とする。</u>	・コンピューターやサーバー、その他電磁的記録媒体に保存されている電磁的記録の写しの交付については、 <u>情報公開事務担当課の職員が電算室で複写を行うものとする。</u>

情報公開の趣旨と解説(本編) 改正部分

資料 1

	ページ	改正前	改正後
③①	56	所管課は、毎月5日(休日等の場合は、翌日)までに 情報公開事務担当課に提出するもの とする。	所管課は、毎月5日(休日等の場合は、翌 営業日)までに 文化・情報コーナーに設置しているファイルに配架するもの とする。
③②	58	島本町情報公開審査会	島本町情報公開・ 個人情報保護 審査会
③③	58	情報閲覧等の審査請求は、当該処分を行った所管課に対して行われるものであるが、審査請求人の利便及び統一運用を図る必要があることから、原則として情報公開事務担当課において受け付け、すみやかに所管課に送付するものとする。この場合において、所管課における受付日は、情報公開事務担当課において受け付けた日とする。	情報閲覧等の審査請求は、当該処分を行った所管課に対して行われるものであるが、審査請求人の利便及び統一運用を図る必要があることから、原則として情報公開事務担当課 (実施機関が島本町長以外の場合は審査庁である実施機関の庶務担当課) において受け付け、すみやかに所管課に送付するものとする。この場合において、所管課における受付日は、情報公開事務担当課 (実施機関が島本町長以外の場合は審査庁である実施機関の庶務担当課) において受け付けた日とする。
③④	60	島本町情報公開審査会	島本町情報公開・ 個人情報保護 審査会
③⑤	61	所管課は、情報公開事務担当課から審査請求書の送付を受けたときは、その審査請求が明らかに不適法であるとき及び審査請求の全てを認容するときを除き、当該審査請求を受け付けた日の翌日から起算して15日以内に「諮問書」に次の資料を添えて審査会に審査請求に対する審査を求めるものとする。	所管課は、情報公開事務担当課 (実施機関が島本町長以外の場合は審査庁である実施機関の庶務担当課) から審査請求書の送付を受けたときは、その審査請求が明らかに不適法であるとき及び審査請求の全てを認容するときを除き、当該審査請求を受け付けた日の翌日から起算して15日以内に「諮問書」に次の資料を添えて審査会に審査請求に対する審査を求めるものとする。
③⑥	62	島本町情報公開運営審議会	島本町情報公開・ 個人情報保護運営 審議会
③⑦	62	島本町情報公開運営審議会	島本町情報公開・ 個人情報保護運営 審議会
③⑧	63	条例の目的に鑑み、 町民 の積極的かつ有効、適切な活用により、開かれた町政がより一層推進されることとなるのであって、情報の公開を受けたものがその情報を濫用して、 町民 の生活や企業活動を侵害したり、特定の利益を享受し、社会的不公平を引き起こすようなことがあってはならない。	条例の目的に鑑み、 住民 の積極的かつ有効、適切な活用により、開かれた町政がより一層推進されることとなるのであって、情報の公開を受けたものがその情報を濫用して、 住民 の生活や企業活動を侵害したり、特定の利益を享受し、社会的不公平を引き起こすようなことがあってはならない。
③⑨	65	(1) 公表事項 ア 閲覧等の 請求 件数 イ 閲覧等の 承諾 件数 ウ 閲覧等の請求拒否件数 エ 審査請求の件数 オ 審査請求の処理状況 カ 情報提供として処理した件数 (2) 公表時期等 ア 毎年10月、町広報 紙 により公表する。 イ 事務事業成果報告書により公表する。	(1) 公表事項 ア 閲覧等の 処理 件数 イ 閲覧等の 公開 件数 ウ 閲覧等の非公開・不存在 件数 エ 閲覧等の請求拒否件数 オ 審査請求の件数 カ 審査請求の処理状況 キ 情報提供として処理した件数 (2) 公表時期等 ア 毎年10月、町広報 誌 により公表する。 イ 事務事業成果報告書により公表する。
④⑩	66	情報の公開と提供等は、質的には異なるが、住民参加の町政を推進する手段では共通しており、いわば、「車の両輪」である。 情報公開制度のみならず、情報提供等は今まで以上に充実を図り、 公開請求の頻度の高いものについては、可能な限り資料化に努めるものとする。	情報の公開と提供等は、質的には異なるが、住民参加の町政を推進する手段では共通しており、いわば、「車の両輪」である。情報公開請求の頻度の高いものについては、可能な限り資料化に努めるものとし、 情報提供要領に基づき適切に運用することとする。

情報公開の趣旨と解説(本編) 改正部分

資料 1

	ページ	改正前	改正後
④	66～ 67		<p>【運用】</p> <p>1 情報提供の対象情報</p> <p>(1) 所管課は、住民から情報の提供の求めがあった場合(所管課窓口での申出に限る)には、所管課長の判断のもと、次の情報に該当する場合には提供することができる。なお、課長が不在でただちに判断できない場合には、次長級以上が代理で判断する又はただちに判断できない旨を申出者に伝え、改めて判断の結果を連絡するものとする。</p> <p>ア 過去に公開請求があり全部公開した情報で、申出を受けた時点においてもあきらかに判断が変わらない情報</p> <p>イ 既に公表されている情報のみが記載されている情報</p> <p>ウ その他条例第5条第1項各号に規定する非公開情報が含まれていないことがただちに判断できる情報</p> <p>2 提供の場所</p> <p>情報の提供は、原則として所管課等の職員が所管課等の窓口又は文化・情報コーナーにおいて行う。</p> <p>3 写しの交付</p> <p>写しの交付の部数は、申出1件につき1部とする。また、写しの交付に要する費用は住民の負担とする。コンピュータやサーバ、その他の電磁的記録媒体に保存されている電磁的記録の写しの交付については、情報公開事務担当課の職員が電算室で複写を行うものとする。</p> <p>ただし、次に掲げる情報の写しを交付する場合は、無料で提供することができる。</p> <p>(1) 広報又は普及啓発を目的に作成された情報</p> <p>(2) 住民に法令、行政手続き、行政サービス等の内容を説明するために必要な情報</p> <p>(3) 審議会等の配布資料の残り</p> <p>4 提供後の事務</p> <p>住民に情報の提供を行った場合には、すみやかに情報公開事務担当課へ日時・情報提供した資料名等を報告するものとする。</p>